

司法制度改革の成果と今後の課題

～ 国民により身近な司法を目指して～

法務委員会調査室 ひらはら としあき
櫛原 利明

1. はじめに

平成 13 年に登場した小泉内閣は、市場主義と自由競争による経済の活性化や国際競争力の強化のため、「構造改革」をスローガンとし、そのための重要な手法として「規制緩和」を掲げた。そこでは、事前の規制や指導を通じて個人や企業の活動をあらかじめ調整する「事前規制・調整型の社会」から、国民一人ひとりが自らの責任で自由に行動することを基本とし、ルール違反に対しては後からチェックする「事後監視・救済型の社会」への転換が目指された。

このような社会の変化の中で、司法に関してもその果たすべき役割が見直され、「国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法」の実現を図るべく導入された一連の政策が「司法制度改革」である¹。

まず初めに、小淵内閣時代の平成 11 年に司法制度改革審議会が内閣に置かれ、その最終意見書が小泉内閣誕生直後の平成 13 年 6 月に提出された。同年、司法制度改革推進法が成立して司法制度改革推進本部が内閣に設置され、そして翌 14 年 3 月、司法制度改革推進計画が閣議決定されたのである。同計画では、司法制度改革の 3 本柱として、「国民の期待に応える司法制度の構築」「司法制度を支える態勢の充実強化(司法制度を支える法曹の在り方の改革)」「司法制度の国民的基盤の確立(国民の司法制度への関与の拡充)」を掲げ(これらは、司法制度改革推進法の 3 つの基本方針に対応する²)。以後平成 16 年までに合計 24 本の関連法律が成立して、改革の外形はほぼ整えられた(司法制度改革推進本部も、平成 16 年 11 月に解散した)。現在は、まさに改革の中身の実現が進行している最中というわけである。

そこで、前述の 3 本柱につきそれぞれ代表的な事例を取り上げ(法テラス、新司法試験と法科大学院、裁判員制度)現時点において制度改革の成果を振り返り、同時に、浮き彫りになってきた課題について、検証してみることとしたい。

2. 法テラスの現状と課題

国民の日常的な法的トラブルの解決のための総合的な法律サービスを提供する日本司法支援センター(法テラス)が、昨年 10 月で、平成 18 年の開業以来 1 年を経過した。法テラスの活動は、「民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して行われる」³ものであり、司法制度改革における法テラスの役割は、「司法アクセス障害の解消」「身近な司法を支える人的基盤・態勢の整備」ということである。「司法アクセス障害」の中身として、情

報面でのアクセス障害、経済面でのアクセス障害、地理的な面でのアクセス障害ということが挙げられており、それらを解消すべく、主に、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護関連業務、司法過疎対策業務、犯罪被害者支援業務の5種類の業務が行われている⁴。

公表された1年間の実績を見ると、過疎地などに勤務するスタッフ弁護士は徐々に増え、地方の弁護士不足解消に大きく貢献する一方、中核事業の電話相談は、知名度不足から利用者数が当初想定を大きく下回るなど、課題も残るようである⁵。

(1) 過疎地の法テラス活動

法テラスによる司法過疎対策業務は、地理面での司法アクセス拡充の意味を持つ。我が国には、地方裁判所支部(全国203箇所)管轄単位で弁護士がゼロか一人しかいない「ゼロワン地域」が平成18年4月時点で43箇所もあった。そのようなゼロワン地域をはじめとして弁護士が極めて少ない司法過疎地域では、紛争の当事者双方が的確な法律サービスを受けることが困難であり、また、いきおい弁護士でないいわゆる「事件屋」が介入することにもなって問題が深刻化したりする弊害がある。そこで、法テラスでは、司法過疎地域における法律サービスへのアクセスを改善するために、司法過疎地域事務所を設置した。

平成19年8月現在で、全国7箇所の司法過疎地域事務所が開設された⁶。当初は事件数が少ないと見込んで設置に消極的だったところもあったようだが、実際に開設してみると相談が殺到し、報道によれば、赴任した弁護士は食事の時間もままならないほどの大活躍だそうである。依頼の中身は多重債務等の借金苦が多いようであるが、その他にも悪質商法被害、DVや国選刑事弁護など、仕事の内容もいろいろであり、結局、事件がないのではなく、弁護士がいなかったために埋もれていただけということが言われている。

このように、司法過疎地域対策に関しては、業務開始早々、予期どおりの成果をあげていると思われるが、依然としてゼロワン地域は残っている。平成19年度中に新たに8箇所の司法過疎地域事務所の開設が目指されているようだが、身近に法律家がいなかったために解決の糸口を見つけることもできずにトラブルを抱えたまま悩んでいる地域住民に、一刻も早く支援の手を差し伸べることができるよう、今後とも司法過疎地域解消に向けてさらなる事務所の増設が期待されることである。

(2) スタッフ弁護士の確保と質の向上

法テラスと契約をしている弁護士には、一般の開業弁護士(一般契約弁護士)のほかに、各地の法テラスの事務所に勤務している常勤のスタッフ弁護士がいる。スタッフ弁護士は法テラス活動の中核を担う存在であり、その質量両面における充実が法テラス活動の円滑な実施の鍵となっている。開業時には目標の60人に対して20人ちょっとしか集まらなかったものの、平成19年度中に100人近くまで確保できることとなったようである。それでも平成21年には、裁判員制度がスタートすることに加え、平成16年の刑事訴訟法改正で導入された被疑者段階での国選弁護人選任制度の対象事件も拡大される⁷ことから、試算では約300人のスタッフ弁護士が必要になるとされている。したがって、スタッフ弁護士の増員は、喫緊の課題となっている。

しかし、いくら法テラスの崇高な理念にやりがいと使命感を感じるといっても、現実には、赴任先が過疎地であったり、待遇も一般的に都会の弁護士と比べたら良くないと言われていたり⁸、また、法テラスが公的予算で運営されているため事務員の増員などについても制約があるといったように、弁護士にとって必ずしも魅力のある働き場とはなっていないようである。

そこで法テラス本部では、スタッフ弁護士就職説明会を精力的に開催するとともに、今年度は司法修習を終えたばかりの新人弁護士 42 人を採用したとのことだが、このことは裏返して言えば、ベテラン・中堅の弁護士にはなり手がいないということの表れでもあるだろう。必要な数を確保することは大事ではあるが、多種多様な事件を処理していくには、やはり新人では経験不足は否めないのではなかろうか。法テラス本部では、派遣した新人については現地の事務所などで研修を行う意向のようであるが、地域の住民にとって頼りがいのある充実した活動を行っていくために、数の確保と同時に質の向上も絶えず目指していくことが肝要であろう。

(3) 相談業務と知名度向上

法律問題に関する電話相談の件数は、開業から 1 年間で 23 万件あまりで、当初想定 of 100~200 万件を大きく下回ったとのことである。

その原因として、法テラスの知名度やサービス内容の周知が不足していて潜在的な需要を掘り起こせていないことが挙げられている。実際、せっかくの親しみやすい「法テラス」の愛称も、まだまだ一般国民にとってなじみ薄のように思われる。したがって、今後も積極的に広報活動を行っていくことが是非とも必要である。

法テラスとしては、これまでのマスメディアを利用する広報活動に加え、地方事務所においても地元のメディアとか自治体の広報誌等を活用して地域に根差した広報活動に取り組んだり、各地の学校や図書館などの公共施設を利用した広報活動、あるいは関係機関の相談窓口担当者や地域住民を対象とした説明会を行うなど、さまざまな形で広報活動に工夫を凝らしているようである。

また、情報提供業務の充実を目指し、ア) 全国の相談窓口(自治体、弁護士会等)についての情報や「よくある質問と回答(FAQ)」をデータベースとして集約・整理、イ) コールセンターと全国の地方事務所に情報提供の窓口を設置して消費生活相談資格者、裁判所実務経験者等が対応、ウ) 電話を受けるオペレーターへの研修を実施、エ) オペレーターでは対応困難な相談につきオペレーターにアドバイスするためコールセンターへ弁護士を配置、オ) 紹介先となる関係機関との連携・協力関係を構築⁹、などの施策を講じているところでもある。

しかし、そもそも電話相談については、一般の弁護士の業務を圧迫しないよう(法テラス業務の補完性)、基本的に法律判断はせずに、情報提供や他機関への橋渡しだけにとどめられているが、利用者はそれに満足していないとも言われている。市民のニーズに的確に応えていくため、相談業務の機能強化を図っていくことが課題となろう。

3. 新司法試験と法科大学院の現状及び問題点

平成 13 年の司法制度改革審議会意見書は、従来の「受験技術優先の傾向が顕著」な司法試験を脱して、法科大学院において法理論教育に実務教育をも併せた充実した教育を行い、その修了者の 7～8 割が新試験に合格できるような新制度の導入を提言した。続く平成 14 年の「司法制度改革推進計画」においては、「司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的な法律知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的分野や外国法の知見、国際的視野と語学力、職業倫理等が広く求められることを踏まえ、法曹養成に特化した教育を行う法科大学院を中核とし、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成制度を整備する…」と規定して、これまでの「点（試験）による選抜」から「プロセスによる選抜」へと方針を切り替えた。そこには、法曹の入口を広げて、さまざまな経験を持つ有能な人材を登用していこうとの理念が表れているといえる¹⁰。

また同時に、同計画では、「今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅増加が急務となっているということ踏まえ、司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成 22 年ころには司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とすることを目指す。」としている。

こうした中で新制度が動き出し、昨年秋に新制度による 2 回目の司法試験の合格発表がなされたが、そこでは上記の理念とは裏腹に、いくつかの問題点も浮上してきたところである。

(1) 法曹人口

司法試験合格者は、長く毎年 500 人前後の時代が続いていたが、平成に入ると増加し始め、平成 11 年には 1,000 人となった。そして、司法制度改革審議会意見書・司法制度改革推進計画に沿って¹¹、平成 14 年は 1,183 人、平成 16 年は 1,483 人と増え¹²、昨年（平成 19 年）には全部で 2,099 人が合格した¹³。弁護士数は、昨年 12 月 1 日時点で 2 万 4,300 人余りとなったが¹⁴、これは 10 年前の約 1.5 倍である。さらに、司法制度改革推進計画においては、前述のように、平成 22 年ころには合格者を年間 3,000 人程度とすることを目指すとしている。

この「3,000 人」というのは、「現在の法曹人口が、我が国社会の法的需要に十分に対応することができていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務となっているということ踏まえ」（司法制度改革推進計画）、平成 30 年ころまでに実働法曹人口を先進国の中で法曹人口が最も少ないフランス並みの 5 万人とすることが目標とされ（司法制度改革審議会意見書）、そこからはじき出された数字であるとされている。それは、全国津々浦々の市民に司法サービスを提供できるようにするとともに、迅速な裁判を求める経済界の要請に応えるものでもあると言われている¹⁵。

しかしながら、ここにきて、「毎年 3,000 人合格」というのは多すぎるのではないかとの意見が強く主張されるようになってきた¹⁶。その背景には、最近、司法修習を終えた新

人弁護士の就職難が顕著になってきたことや¹⁷、司法修習の卒業試験で大量の不合格者が出るなど質の低下が懸念され始めたこと¹⁸などがある。

就職難の一因としては、「今後は、弁護士が、個人や法人の代理人、弁護人としての活動にとどまらず、社会のニーズに積極的に対応し、公的機関、国際機関、非営利団体（NPO）、民間企業、労働組合など社会の隅々に進出して多様な機能を発揮し、法の支配の理念の下、その健全な運営に貢献することが期待され」（司法制度改革審議会意見書）でいたところ、実際にはそのような多方面への進出が予期したほど進んでいないという現状がある¹⁹。

そして、司法制度改革を推進する立場にある政府の内部からも、鳩山法務大臣が「毎年3,000人合格」に対して疑問を呈し、第168回国会の衆参の法務委員会における就任あいさつの中でも「将来的な法曹人口のあり方については、我が国の経済社会の法曹に対するニーズの観点、法曹の質の確保の観点、三千人では多すぎるのではないかという観点から検討すべき問題であると考えております」と表明した²⁰。また、与党でも法曹人口の在り方について検討を行っていくこととなったとのことである。

これらの論に対しては、「業界利益を守りたいエゴ」とか「競争によって質の向上が見込める」などの反論がなされているほか、「計画を見直す前に、市民の司法へのアクセスを改善し、弁護士の活躍の場を広げることが、まず必要」、また企業内弁護士や自治体での弁護士採用など期待されていた需要が伸びないのは「あまりの急激なスピードに社会がついて行けず、必要性や利便性に気づく暇がないから」と分析し、「徐々にペースを上げていけば、吸収できる環境をつくることができる」との意見も出されている²¹。

いずれにせよ、「国民に身近な司法の実現」という司法制度改革の目的・理念を実現していく上で、「毎年3,000人合格」をどのように評価していくのか、今後の議論の展開が注目されるところである。

（2）法科大学院の司法試験合格率と教育内容

法科大学院は、それまでの司法試験という「点」による選抜に対して新司法試験・司法修習と有機的に連携した「プロセス」による法曹養成を目指す仕組みであり、司法制度改革における法曹養成制度改革の中核を担うものとしてスタートした。そこでは、「司法が21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立すること」が目的とされ、法学部以外の経済学や理数系、医学系など他の分野を学んだ者や社会人等としての経験を積んだ者など多様なバックグラウンドを有する人材を受け入れて、新しい社会のニーズに応える幅広くかつ高度の専門的教育を行うとともに、実務との融合をも図る教育を施していくことが意図されていた（司法制度改革審議会意見書）。そして、そのような充実した課程を修了した者の7～8割が新司法試験に合格することが想定されていた。

しかし実際には、平成19年に行われた新制度2回目の司法試験では、合格者が1,851人、合格率は40.18%だった。また、法学部卒業生以外を対象とした法学未修者コースに限れば、合格率は32.3%にとどまった（法学既習者コースは46.0%）²²。このようなこと

では、上記の制度改革の趣旨が没却されてしまうことにもなりかねない。

その大きな原因として、当初の予想をはるかに超えた法科大学院の乱立が挙げられる。政府は、法科大学院の数を 40 程度と予想していたところ、実際には 74 校が開校し（平成 18 年度）²³、総定員は 5,800 人余りとなっている。これは、少子化による経営難に苦しむ大学が法学部の存続を図った結果だと言われているが、このような状況では、修了者の 7～8 割の合格など、到底不可能である。必然的に、各大学院間で合格実績の格差が生まれ、それぞれが生き残りをかけて合格者数と合格率のアップに躍起となる。前述したように、「毎年 3,000 人合格」が見直されることとなると、競争はますます激化し、中には淘汰される大学院も出てくる事態になるかもしれない。

そうなると、大学院側では、試験合格のための答案練習に力を入れたり、合格者に報奨金を与えたりと、本来の教育内容から逸脱して予備校ばりの受験指導が蔓延するおそれも生じてしまう。現に昨年、試験の考査委員でもある大学院教授が自分の指導する院生に問題を漏洩したと疑われる指導を行ったという事件が起こり、国会でも問題となったところである²⁴。事件を契機に文部科学省が全国の法科大学院を対象に調査を行ったところ、全体の 7 割に当たる 54 校で答案練習・論述指導、判例解説などの受験対策を実施していたことが明らかとなった²⁵。大半は課外で行われたものであったが、その多くは大学や教員が主催しており、中には本番さながらの模擬試験を行った事例もあったようである。文部科学省は、考査委員が正規の講義以外の受験指導をしないなどの順守事項を改めて通知し、また法務省は、次回試験から法科大学院教授である考査委員の数を減員する旨の決定をしたとのことである²⁶。

法科大学院制度の設計ミスを指摘する声もあるが²⁷、いずれにせよ、今のような状況が続けば、知識偏重・受験テクニック偏重に陥った旧司法試験の弊害を改めて、法律一辺倒でない幅広い教養を身に付けた多彩な経歴の人間性豊かな法律家を育成する、という法科大学院設立の理念がないがしろになってしまうことにもなりかねない²⁸。学校教育法に定められた認証評価機関が法科大学院の教育研究活動の状況についての的確・厳格に評価を行い²⁹、その結果等も踏まえて各大学院は必要な改善を行って、司法制度改革所期の成果を上げていくことが求められている。

4．裁判員制度の実施に向けての課題

国民が重大な刑事事件の裁判において、裁判員として、裁判官とともに、有罪・無罪や刑の内容を決める裁判員制度が、来年（平成 21 年）の春までに実施される。司法制度改革審議会は、その導入の意義について、「21 世紀の我が国社会において、国民は、これまでの統治客体意識に伴う国家への過度の依存体質から脱却し、自らのうちに公共意識を醸成し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことが求められている。国民主権に基づく統治構造の一翼を担う司法の分野においても、国民が、自律性と責任感を持ちつつ、広くその運用全般について、多様な形で参加することが期待される。国民が法曹とともに司法の運営に広く関与するようになれば、司法と国民との接地面が太く広くなり、司法に対する国民の理解が進み、司法ないし裁判の過程が国民に分かりやすくなる。その結果、司

法の国民的基盤はより強固なものとして確立されることになる。」と述べている。裁判員制度においては、市民が刑事裁判に参加して、市民の常識や感覚を裁判に反映させることが期待されており、本番を控えて、全国各地裁では昨年（平成19年）の秋に模擬裁判も行われたところであるが、制度の円滑なスタートに向けて、解決すべき課題もいろいろ残っているようである。

（1）裁判員の辞退理由

裁判員制度は、法律家でない一般国民の感覚や常識を刑事裁判に反映させることが目的であり、そのためには幅広い層の国民が裁判に参加することが前提となっている。しかし、的確な判断の自信がないとか、人を裁くことに抵抗があるなど、裁判員制度への参加をためらう国民が7割を超えるという状況³⁰、仮に制度への参加の意欲を持っている人であっても、実際には仕事や家庭の事情で参加できないという人もかなり存在すると思われる。昨秋行われた模擬裁判でも、個人商店の参加は困難という状況が判明したようである³¹。

法律上は、年齢70歳以上、学生・生徒、過去5年以内の裁判員又は補充裁判員、重い病気やけが、同居親族の介護・養育、事業への著しい損害のおそれ、父母の葬式等への出席などの場合に、裁判員の辞退を認めているが³²、その他政令で定める「やむを得ない事由」があるときも辞退可能である。政令案では、妊娠中か出産直後、日常生活に支障のある別居親族等の介護・養育、重い病気やけがの配偶者・親族等の通院等の付添い、妻や子の出産時の付添いなどの事項のほか、「裁判員の職務を行い、又は裁判員候補者として……裁判員等選任手続の期日に出頭することにより、自己又は第三者に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当の理由があること」が規定されている³³。ここで問題となるのが、最後の事由のうちの「精神上的重大な不利益」である。

この点に関しては、裁判員法の国会審議の際などに「良心に照らして人を裁くのはいやだ、という人に裁判員就任を強制することは思想信条の自由を侵すことになる」というような論議がなされた³⁴ことを受けて、法務省内で検討されてきたところである。政令案では、「思想信条」を辞退事由として明記することはしなかったが、「精神上的重大な不利益が生じる」と裁判官が判断した場合には、辞退が認められるとした。自己の信念に沿ってあくまで辞退を求める人を無理やり就任させることは、公正な裁判が望めないおそれがあるし、やはり憲法上も問題があろう³⁵。ただし、これをあまりゆるやかに認めてしまうと、単に面倒臭いからいやだというような人までこの理由を持ち出すことにもなりかねず、そうなる幅広い層の国民の一般的な感覚を裁判に反映させるという制度の趣旨が達成されなくなってしまう。その辺のところを勘案して、政令案のような規定になったようである³⁶。

結局のところ、「精神上的重大な不利益が生じると認められる」かどうかは、裁判官の判断に関わってくることとなるが、内心の問題であることから、人によって判断結果にばらつきが出れば、国民の間に不公平感を生むことにもなってしまう。法務省は、運用の積み重ねによって一定の線に収まっていくと見ているようであるが、裁判官の側からは客観的な基準を明らかにするよう求める声も強いようである³⁷。

いずれにせよ、裁判員が円滑に選任されなければこの制度は動いていかないのであるか

ら、辞退の可否の判断が的確になされるよう、運用に万全を期していくことが肝要であろう。

(2) 審理の在り方

裁判員制度を実施するに当たっては、裁判員の負担軽減のために、3日間の連日開廷をめざすという方針が示されており、実際の裁判でも裁判員裁判を念頭に、捜査段階の供述調書を一切使わず、口述を中心に写真等も用いてわかりやすい立証に努め、集中した3日間の審理で判決を出した事例も現れたとのことである³⁸。しかし模擬裁判の結果、家族の協力が絶対に必要であったり、3日も連続して店を空けるのは無理であったりと、むしろ連日審理することが裁判員の負担が大きいという実態も浮かび上がったようである³⁹。

また、審理が長期に及んだときなどに、裁判員が重い病気や重要な用務などの事由（裁判員法第16条第7号）で辞任が認められることがあり（同法第44条）その場合に備えてあらかじめ補充裁判員を置くことができることとなっている。補充裁判員は、裁判員といっしょに最初から審理に立ち会い、証拠の閲覧、評議の傍聴のほか、裁判長から求められたときには意見を述べることもできるが、証人等に直接質問することや評議で自分から意見を述べることはできない。したがって、模擬裁判においては、もどかしさを感じたり、正規の裁判員になることがあるのか・いつなるのかわからないため、モチベーションを維持することが難しいといった状況が明らかになったようである⁴⁰。

これら裁判員裁判における審理の在り方については、制度スタート後、当分は試行錯誤となるのかもしれないが、一日も早く円滑な運用が軌道に乗るよう、工夫していく必要がある。

(3) 取調べの可視化

被告が捜査段階での自白を撤回して無罪を訴える事件の模擬裁判においては、参加した裁判員から、「証人尋問や被告人質問の内容や用語が難解」とか「評議時間が足りない」などといった感想が出されたと伝えられている⁴¹。自白の任意性、信用性が争われる公判は、複雑化、長期化しがちで、時間的制約の多い市民が加わる裁判員裁判で最も難しいケースと言われているが、裁判官が多くの証拠を細かく検討して供述調書の信用性などを判断した従来の手法では無理であり、裁判員裁判を円滑に実施していくためには、審理方法を改善することが不可欠とされている⁴²。

この点、自白の任意性を簡易迅速に検証するためには、取調べ状況を録画することが有効との意見が出ている。この取調べの可視化の問題は、えん罪防止という観点からも今日その導入が強く主張されており⁴³、実際に、全捜査段階における取調べ状況の録画等を内容とする法案が民主党から国会に提出されている⁴⁴。これに関して政府は、警察段階も含めた全捜査段階の録画については、「被疑者との信頼関係を築くことが困難になるとともに、被疑者に供述をためらわせる要因となり、その結果、真相を十分解明し得なくなるおそれがある」などとして、反対の立場をとっている⁴⁵、⁴⁶。現在、各地の地方検察庁で、部分的な取調べの録画が試行的に行われているところでもある。裁判員制度開始を間近に控え、

取調べの可視化のシステムが導入されるのかどうか、またされるとして、どのような形でどの程度実際の捜査現場に取り入れられていくのか、今後の展開が注目される。

(4) 事件報道の在り方

裁判員裁判の場合、予断を排除する訓練を積んでいる職業裁判官と違い、容疑者の自白や生い立ち、識者のコメントなどを伝える事件報道に接すると予断を生じ、証拠を前にしても公正・中立な判断ができるかどうか不安がある、との懸念が実務者の側から出されている。その上で、重大事件については報道機関による自主規制が必要との考えが示されている^{47, 48}。

確かに、裁判への影響を考えるとメディアの責任は大きく、容疑者があたかも犯人であるかのように断定したり、興味本位に犯人捜しをしたり、プライバシーをことさらに侵害したりする報道は避けなければならないであろうが、さりとて、今日の情報社会で、裁判員に白紙の状態では法廷に臨むことを期待するのは現実的ではないだろう⁴⁹。

また、報道の側からは、事件の背景や社会的問題を明らかにするためには自白の内容や前科・前歴の報道が必要な場合もあるだろうし、事件報道は捜査や起訴に誤りがないかどうかをチェックする役割も負っているとの主張がなされている。この問題について、日本新聞協会は、裁判員制度の導入に伴う取材・報道の在り方について自主ルールを策定するとのことである。

憲法上の報道の自由・国民の知る権利ともからむ難しい問題であるが、公正・公平な裁判の実現⁵⁰のために、適正な事件報道の在り方を確立していく必要がある。

5. おわりに

以上、司法制度改革に関し、その進捗状況と、今後解決していかなければならない諸課題について、概観してきた。司法制度改革は、前述のように、端緒的には小泉内閣の構造改革路線の一環として、導入が決定され、実現が図られてきたものである。そして、構造改革路線そのものについては、その後の我が国の社会・経済の状況から、現在いろいろな評価がなされ、その修正についてもしばしば各方面で話題にのぼっている。しかし、こと司法制度改革に関しては、細かな各論はともかく、「国民に身近で、早くて、頼りがいのある司法の実現」という究極の目標・理念については大方のコンセンサスが得られているように思われる。

したがって、今後とも諸課題を一つひとつ克服しつつ、その究極目標の実現に向けて着実な前進を続けていくことが、真に期待されるところである。

¹ 司法制度改革推進法（平成 13 年法律第 119 号）

（基本理念）

第 2 条 司法制度改革は、国民がより容易に利用できるとともに、公正かつ適正な手続の下、より迅速、適切かつ実効的にその使命を果たすことができる司法制度を構築し、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制の充実強化を図り、並びに国民の司法制度への関与の拡充等を通じて司法に対する国民の理解の増進及び信頼の向上を目指し、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを基本として行われるものとする。

² 司法制度改革推進法

（基本方針）

第 5 条 司法制度改革は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 国民がより容易に利用できるとともに、公正かつ適正な手続の下、より迅速、適切かつ実効的にその使命を果たすことができる司法制度を構築するため、民事に関し、その解決のため専門的な知見を要する事件その他の事件に関する裁判所における手続の一層の充実及び迅速化、裁判所における手続を利用する機会を拡大するために必要な制度の整備、裁判外における紛争処理制度の拡充等を図るとともに、刑事に関し、裁判所における手続の一層の充実及び迅速化、被疑者及び被告人に対する公的な弁護制度の整備、検察審査会の機能の強化等を図ること。

二 司法制度を支える体制を充実強化させるため、法曹人口の大幅な増加、裁判所、検察庁等の人的体制の充実、法曹養成のための教育を行う大学院に関する制度の整備その他の法曹養成のための制度の見直し、裁判官、検察官及び弁護士の能力及び資質の一層の向上のための制度の整備等を図ること。

三 国民の司法制度への関与の拡充等を通じて司法に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、国民が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与する制度の導入等を図ること。

³ 総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 2 条

⁴ 総合法律支援法第 30 条

⁵ 『朝日新聞』夕刊（平 19.10.2）、『読売新聞』（平 19.10.6）、『日本経済新聞』（平 19.10.6）、『毎日新聞』（平 19.10.7）

⁶ 江差（北海道）、佐渡（新潟県）、可児（岐阜県）、倉吉（鳥取県）、須崎（高知県）、壱岐（長崎県）、鹿屋（鹿児島県）

⁷ これまでの「死刑又は無期若しくは短期 1 年以上の懲役・禁錮に当たる事件（殺人、傷害致死等）」から、「死刑又は無期若しくは長期 3 年を超える懲役・禁錮に当たる事件（傷害、窃盗等）」へと拡大され、事件数は 10 倍程度増える見込みである。

⁸ 実務経験年数において同等の裁判官・検察官の給与と同じレベル。

⁹ 国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続（ADR）を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化を図る（総合法律支援法第 30 条第 1 項第 6 号）

¹⁰ 同様の理念が、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号）に規定されている。

（法曹養成の基本理念）

第 2 条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。〔以下 略〕

¹¹ 司法制度改革審議会の意見書では、「平成 16(2004)年には現行司法試験合格者数 1,500 人達成をめざす」と、司法制度改革推進計画では、「現行司法試験の合格者数を、平成 14 年に 1,200 人程度に、平成 16 年に 1,500 人程度に増加させる」と記されている。

¹² 旧司法試験第二次試験出願者数・合格者数等の推移（<http://www.moj.go.jp/>）

¹³ 平成 19 年新司法試験の結果について（<http://www.moj.go.jp/>）、『毎日新聞』（平 19.11.9）

¹⁴ http://www.nichibenren.or.jp/ja/jfba_info/membership/index.html

¹⁵ 『東京新聞』（平 19.10.23）

¹⁶ 例えば、平成 19 年 10 月に、中国地方弁護士会連合会、中部弁護士会連合会は、相次いで、司法試験合格者

を適正水準まで削減することを求める内容の決議を採択した。

¹⁷ 従来は、新人弁護士はまず先輩弁護士の事務所に就職し、給料をもらいながら仕事の腕を磨くいわゆる「イソ弁（居候弁護士）」になるのが普通だったが、法曹人口増に伴ってイソ弁の採用枠が相対的に減った影響で、最近では事務所の机を借りるだけで無給の「ノキ弁（軒先弁護士）」や、さらにやむをえず自宅を事務所として届け出て開業する「タク弁」が出始めているそうである。『東京新聞』（平 19.10.23）『日本経済新聞』（平 19.11.18）

¹⁸ 『読売新聞』（平 19.12.19）

¹⁹ 『日本経済新聞』（平 19.10.29）『朝日新聞』（平 19.11.8）『中国新聞』夕刊（平 19.11.14）

²⁰ 第 168 回国会衆議院法務委員会議録第 1 号 3 頁（平 19.10.19）第 168 回国会参議院法務委員会議録第 1 号 3 頁（平 19.10.23）

²¹ 『朝日新聞』（平 19.11.17）

²² <http://www.moj.go.jp/SHIKEN/SHINSHIHOU/h19kekka01-4.pdf>

²³ http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/houka.htm

²⁴ 第 168 回国会参議院法務委員会議録第 3 号 1 頁、10 頁（平 19.11.8）第 6 号 8 頁（平 19.12.11）

²⁵ 『日本経済新聞』（平 19.10.6）『朝日新聞』（平 19.10.6）

²⁶ 第 168 回国会参議院法務委員会議録第 6 号 9 頁（平 19.12.11）『読売新聞』（平 19.9.19）

²⁷ 『日本経済新聞』（平 19.11.23）

²⁸ 『朝日新聞』（平 19.9.18）『毎日新聞』（平 19.10.7）

²⁹ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 5 条参照
（法科大学院の適格認定等）

第 5 条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）についての評価を行う者の認証の基準に係る……細目を定めるときは、その者の定める……法科大学院評価基準……の内容が法曹養成の基本理念……を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

2 ……認証評価機関……が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての……認証評価……においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない。

3 大学は、その設置する法科大学院の教育研究活動の状況について法科大学院評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定……を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

4・5 〔略〕

³⁰ 『読売新聞』（平 19.1.16）

³¹ 『毎日新聞』（平 19.10.2）

³² 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 16 条

³³ http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?ANKEN_TYPE=2&CLASSNAME=Pcm1060&BID=300090008&OBJCD=&GROUP=

³⁴ 第 159 回国会衆議院本会議録第 15 号 3 頁、第 159 回国会衆議院法務委員会議録第 9 号～第 14 号、第 159 回国会参議院法務委員会議録第 15 号～第 17 号、第 166 回国会衆議院法務委員会議録第 18 号 8 頁

³⁵ 第 159 回国会参議院法務委員会における長谷部恭男参考人の意見「私は、先ほど例をお出ししましたように、その人の人格の確信を構成するような信仰と裁判員としての務めが両立しないような人についてまでこの裁判員としての務めを強制すると。これはやはり憲法上の思想、良心の自由を侵害することになる、違憲の問題を生ずると考えております。」（第 159 回国会参議院法務委員会議録第 16 号 12 頁）

³⁶ 鳩山法務大臣は、「政令は、裁判員は幅広い国民から選任されることが望ましく、一方で、国民の負担を過重とせず、公平に担ってもらうとの観点から立案した。」と述べている。『日本経済新聞』夕刊（平 19.10.24）

³⁷ 『朝日新聞』（平 19.10.25）『日本経済新聞』（平 19.10.26）

³⁸ 『朝日新聞』（平 19.12.14）

³⁹ 『毎日新聞』夕刊（平 19.10.1）『毎日新聞』（平 19.10.4）

⁴⁰ 『朝日新聞』（平 19.12.8）『日本経済新聞』（平 19.12.9）

⁴¹ <http://www.47news.jp/>

⁴² 『東京新聞』（平 19.9.23）

⁴³ 例えば、日本弁護士連合会「取調べの可視化についての意見書」（2003.7.14）

⁴⁴ 刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第 164 回国会衆法第 13 号） 刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第 168 回国会参法第 10 号）

⁴⁵ 「衆議院議員植田至紀君提出取調べの可視性確保、密室性排除のための『録音・録画』の導入に関する質問に対する答弁書」（平 15.1.28）

⁴⁶ 「全面可視化ということになりますと、かえって真実が分かりにくくなったり、プライベートに及んで聞かなくちゃいけないようなときにそういうことが聞けなくなったりということがありますものですから、逮捕から全部可視化と言われますと、日本の刑事手続全体の中での影響を考えて、オーケー、イエスということは私は全く言えない立場にありますけれども、ただ自白の任意性をきちんと確保するためにはありとあらゆる方策を尽くしていかなければならないとは思っております。」（鳩山法務大臣答弁） 第 168 回国会参議院法務委員会会議録第 6 号 6 頁（平 19.12.11）

⁴⁷ 『毎日新聞』（平 19.9.28） 『中国新聞』（平 19.10.9）

⁴⁸ 団藤重光・元最高裁判事も、裁判員裁判について、市民が参加したら誤判の確率が高くなるかとの問いに対して、「それはそうですよ。ジャーナリズムが『被害者は、こんなにも悔しい』とむき出しの感情を流しては、国民は法的な判断力を持ってないままになる。そうした国民が出す判決は、それだけ間違える可能性も高まります。」と述べている。『朝日新聞』（平 19.12.20）

⁴⁹ 『朝日新聞』（平 19.10.1）

⁵⁰ もちろん、これも憲法上の要請である（第 37 条第 1 項）。